

国内産農産物銘柄設定等申請要領

制 定	平成16年 3月12日	15総食第 719号
一部改正	平成16年12月27日	16総食第 913号
一部改正	平成17年10月11日	17総食第 710号
一部改正	平成18年 3月23日	17総食第1235号

第1 趣旨

国内産農産物の銘柄については、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第11条第1項の規定に基づく農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定められており、農産物検査（農産物の種類及び銘柄ごとに、その量目、荷造り及び包装並びに品位及び成分につき、農林水産大臣が定める規格に基づいて行う検査をいう。以下同じ。）を実施することにより、産地・品種・品種群の適確かつ円滑な認証を行っているところである。

国内産農産物の銘柄の設定、変更（銘柄を構成する品種群の品種の追加又は削除を含む。）又は廃止（以下「設定等」という。）を行うに当たっては、都道府県の区域を単位とする農産物の生産地（以下「産地」という。）段階において、地域の実状を踏まえつつ、流通・消費段階の多様なニーズに対応しながら取り組むことが不可欠である。農産物検査の実施業務の民営化後においても、引き続き、産地・品種・品種群の適確かつ円滑な認証を行っていくことを目的として、この要領の定めるところにより産地段階において国内産農産物の銘柄の設定等を行うものとする。

第2 銘柄の区分

この要領における銘柄の区分は、これまでの生産・流通等の実態を踏まえ、国内産農産物の種類（農産物規格規程に定める国内産農産物の種類をいう。）ごとに、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

産 地 銘 柄	適用品目・・・小豆、いんげん 一定の産地（原則として、都道府県の区域を単位。以下同じ。）で生産された農産物が、品種又は品種群にかかわらず、ほぼ同じ程度の品質を示すことから、農産物の取引等において当該産地を特定する必要があるもの
品 種 銘 柄	生産された一定の品種又は品種群の農産物が、産地にかかわ

	らず、ほぼ同じ程度の品質を示すことから、農産物の取引等において当該品種又は品種群を特定する必要があるもの
産地品種銘柄	適用品目・・・米穀（精米を除く。） 麦、大豆、そば 一定の産地で生産された一定の品種又は品種群の農産物が、他の産地で生産された同一品種若しくは品種群又は同一産地で生産された他の品種若しくは品種群との間で一定の品質差を示すことから、農産物の取引等において当該産地及び品種又は品種群を特定する必要があるもの（品種群について銘柄を設定しているものは、別表のとおり。）

第3 銘柄の設定等に係る要望等

- 1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、銘柄の設定等に係る要望を聴取するため、あらかじめ、提出書類、提出先、提出期間及び申請する農産物（サンプル）の提出に関する事項を定め、公表するものとする。
- 2 銘柄の設定等を要望しようとする者は、別紙様式第1号により地方農政事務所長等へ申請するものとする。
- 3 地方農政事務所長等は、2により銘柄の設定等に係る申請があった場合には、申請者から銘柄の設定等に係る意見聴取を行うものとする。

第4 銘柄の設定に係る意見聴取

地方農政事務所長等は、流通・消費段階の多様なニーズに対応し、作付誘導、品質改善等、産地としてまとまった取組が行われている当該産地の国内産農産物（かんしょ生切干、でん粉及び第9の3に掲げるものを除く。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たしたものを銘柄として新たに設定することについて、その必要があると認めた場合又は第3の2による銘柄の設定に係る申請があった場合は、都道府県、生産者団体及び実需者団体並びに地方農政事務所長等が必要と認める関係機関（以下「関係機関等」という。）の意見を聴くものとする。

- 1 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。
- 2 品種銘柄及び産地品種銘柄については、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- 3 品種銘柄及び産地品種銘柄については、原則として、当該都道府県において奨

励されている品種であること。

- 4 品種銘柄及び産地品種銘柄については、当該産地において、当該品種の収穫物が、種苗法（平成10年法律第83号）第19条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと。
- 5 品種群について品種銘柄又は産地品種銘柄を設定する場合は、品種特性、品質の観点から、複数の品種を品種群として同一の銘柄とすることが適当であること。
- 6 大豆の産地品種銘柄については、品種特性の粒の大きさ（大粒・中粒・小粒・極小粒）を踏まえたものであること。

第5 銘柄の名称変更に係る意見聴取

地方農政事務所長等は、当該産地の銘柄の名称を変更することについて、その必要があると認めた場合又は第3の2による銘柄の変更の申請があった場合は、第4に定める関係機関等の意見を聴くものとする。

第6 銘柄を構成する品種群の品種の変更に係る意見聴取

地方農政事務所長等は、当該産地の品種群の銘柄について、品種群の品種を追加又は削除することについて、その必要があると認めた場合又は第3の2による銘柄の変更の申請があった場合は、第4に定める関係機関等の意見を聞くものとする。

第7 銘柄の廃止に係る意見聴取

地方農政事務所長等は、当該産地の銘柄が、第4に掲げる要件のいずれかを満たさなくなり、若しくは他の銘柄等への作付転換等、検査数量の減少により、当該銘柄を廃止することについて、その必要があると認めた場合又は第3の2による銘柄の廃止の申請があった場合には、第4に定める関係機関等の意見を聴くものとする。

第8 銘柄の設定等に係る意見聴取の透明性の確保

- 1 地方農政事務所長等は、透明性の確保を図るため、第4、第5、第6又は第7による意見聴取の日程及び意見聴取する事項を公表するものとする。
- 2 議事は公開するものとする。ただし、地方農政事務所長等が、議事の運営に著しい支障があると認めた場合には、非公開とすることができるものとする。
- 3 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、地方農政事務所長等が、議事の運営に著しい支障があると認めた場合には、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供することができるものとする。

第9 銘柄の設定等の手続

1 地方農政事務所長等は、第4、第5、第6又は第7による意見聴取の結果、銘柄の設定等を申請する必要があると認める場合は、別紙様式第2号にその内容を記入の上、銘柄の設定等を行おうとする生産年の1月末日までに農林水産省総合食料局長（以下「局長」という。）に申請するものとする。ただし、銘柄（麦の銘柄を除く。）の名称変更の申請にあっては、銘柄の名称変更を行おうとする生産年の5月末日までに行うことができるものとする。

なお、地方農政事務所長は、地方農政局長を経由して申請を行うものとする。

2 局長は、1の申請により銘柄の設定等を行う必要があると認める場合は、農林水産大臣が行う農産物規格規程の一部改正のための事務手続を行うものとする。

3 局長は、大麦、はだか麦及び小麦のうち、当該年産の政府買入価格に係る銘柄の設定については、1の地方農政事務所長等による申請にかかわらず、2の事務手続を行うものとする。

4 地方農政事務所長等は、第3の2の申請者に対して、銘柄の設定等の取扱いの結果について別紙様式第3号により通知するものとする。

平成 年 月 日

地方農政事務所長 殿
(地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長)

住所
氏名又は名称
代表者氏名 印

下記の農産物について、銘柄の設定(廃止)を願いたく、国内産農産物銘柄設定等申請要領(平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知)第3の2に基づき申請します。

記

1 農産物の種類

ふりがな

2 品種名

3 生産状況

項目 \ 生産年	年産	年産	年産
作付面積 (ha)			
検査実績 (t)			

4 品種の特性等

(1) 農産物の特性及び生育の特性

(2) 来歴

(3) 種苗法(平成10年法律第83号)に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況

(4) その他

備考

1 品種群について品種銘柄又は産地品種銘柄を設定する場合は、2 品種名の欄に銘柄名を記入するとともに、()書で構成する品種を記入すること。

2 3 生産状況の作付面積及び検査実績については、申請する当該都道府県の直近3か年の数量を記入すること。

3 廃止の場合は、4 品種の特性等を省略すること。

平成 年 月 日

地方農政事務所長 殿

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長 〕

住所

氏名又は名称

代表者氏名

印

下記の農産物について、銘柄の名称変更を願いたく、国内産農産物銘柄設定等申請要領（平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知）第3の2に基づき申請します。

記

- 1 農産物の種類
- 2 変更前の品種名
- 3 変更後の品種名
ふりがな
- 4 種苗法（平成10年法律第83号）に基づく品種登録等の状況

備考

農業試験研究独立行政法人等育成農作物新品種命名登録要綱（平成13年4月17日付け12農会第3072号農林水産事務次官依命通知）に基づく新品種の登録を受けものにあつては、4 種苗法に基づく品種登録等の状況の欄に当該登録の手続の状況を記載する。

別紙様式第1号 - 3 (銘柄を構成する品種群の品種の変更用)

平成 年 月 日

地方農政事務所長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

住所
氏名又は名称
代表者氏名 印

下記の農産物について、銘柄を構成する品種群の品種の変更を願いたく、国内産農産物銘柄設定等申請要領 (平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知) 第3の2に基づき申請します。

記

- 1 農産物の種類
 - 2 変更する銘柄
 - 3 品種の追加又は削除の別
 - 4 現行の銘柄を構成する品種
- ふりがな
- 2 追加又は削除する品種名
 - 3 生産状況

項目		生産年	年産	年産	年産
変更する 銘柄	作付面積 (ha)				
	検査実績 (t)				
追加又は 削除する 品種	作付面積 (ha)				
	検査実績 (t)				

- 4 追加する品種の特性等
 - (1) 農産物の特性及び生育の特性
 - (2) 来歴
 - (3) 種苗法 (平成10年法律第83号) に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況
 - (4) その他

備考

- 1 3 生産状況の作付面積及び検査実績については、申請する当該都道府県の直近3か年の数量を記入すること。
- 2 4 追加する品種の特性等については、追加の場合に記入すること。

番
平成 年 月 日 号総合食料局長 殿
(地方農政局長)地方農政局長
{北海道農政事務所長
地方農政事務所長
沖縄総合事務局長}

次の農産物について、銘柄の設定(変更・廃止)を願いたく、国内産農産物銘柄設定等申請要領(平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知)第9の1に基づき申請します。

銘柄の設定・変更・廃止の区分 (変更の場合は、その内容)	
農産物の種類	
銘柄の区分	
産地・ ^{ふりがな} 品種	
奨励品種等の有無	
農産物規格規程に定める品位規格の適用性	
農産物検査における銘柄鑑定の可否	
その他	

参考

産地としての取組状況		
生産又は検査状況 (過去3年)	作付面積	検査実績

備考

- 1 名称の変更にあつては、当該産地・品種の欄に()書で変更後の名称を記入するとともに、その他の欄に名称の変更を行う理由を記入すること。
また、銘柄を構成する品種群の品種の変更にあつては、産地・品種の欄に変更する銘柄名を記入するとともに、追加又は削除する品種を()書で記入すること。
- 2 新品種について新たに銘柄設定の申請をする場合又は銘柄を構成する品種群の品種を追加する場合にあつては、当該品種の特性及び来歴等をその他の欄に記入すること。
- 3 銘柄を構成する品種群の品種の変更にあつては、生産又は検査状況の欄に変更する銘柄及び追加又は削除する品種の作付面積及び検査実績を記入すること。

番 号
平成 年 月 日

氏名又は名称
代表者氏名 殿

地方農政事務所長
北海道農政事務所長
地方農政局長
沖縄総合事務局長

銘柄の設定（変更・廃止）に係る申請の結果について

国内産農産物銘柄設定等申請要領（平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知）第3の2に基づき、平成 年 月 日付けに申請された銘柄については、設定（変更・廃止）された（設定（変更・廃止）されなかった）ことを通知します。

なお、下記により設定（変更・廃止）されなかった旨を申し添えます。

記

〔理由〕

備考

- 1 銘柄の申請どおり設定（変更・廃止）された場合には、なお書き以下は省略するものとする。
- 2 銘柄の申請どおり設定（変更・廃止）された場合には、参考として官報の写しを添付するものとする。

別表

品種群について設定されている産地品種銘柄一覧

品 目	産地品種銘柄		品種群を構成する品種
米穀（水稲 うるちもみ 及び水稲う るち玄米）	宮城県	ササニシキ	ササニシキ、ササニシキＢＬ
	新潟県	コシヒカリ	コシヒカリ、コシヒカリＢＬ
	富山県	コシヒカリ	コシヒカリ、コシヒカリＢＬ
	岐阜県	みつひかり	みつひかり２００３、みつひかり２００５
	愛知県	あいちのかおり	あいちのかおり、あいちのかおりＳＢＬ
	滋賀県	みつひかり	みつひかり２００３、みつひかり２００５
	兵庫県	みつひかり	みつひかり２００３、みつひかり２００５
	岡山県	みつひかり	みつひかり２００３、みつひかり２００５
	香川県	みつひかり	みつひかり２００３、みつひかり２００５
大豆（大粒 大豆及び中 粒大豆）	北海道	秋田（大粒大豆 を除く。）	カリカチ、キタムスメ
	北海道	大袖振	アサミドリ、吉岡大粒、早生緑
	北海道	つるの子	白つるの子、ユウヅル
	北海道	とよまさり	カリユタカ、トヨコマチ、トヨスズ、トヨハ ルカ、トヨホマレ、トヨムスメ、ユキホマレ
	北海道	光黒	いわいくろ、中生光黒、トカチクロ、晩生光 黒

備考

- ササニシキＢＬは、ササニシキＢＬ１号、ササニシキＢＬ２号、ササニシキＢＬ
３号、ササニシキＢＬ４号、ササニシキＢＬ５号、ササニシキＢＬ６号及びササ
ニシキＢＬ７号である。
- コシヒカリＢＬは、コシヒカリ新潟ＢＬ１号、コシヒカリ新潟ＢＬ２号、コシヒ
カリ新潟ＢＬ３号、コシヒカリ新潟ＢＬ４号、コシヒカリ新潟ＢＬ５号、コシヒカ
リ新潟ＢＬ６号、コシヒカリ富山ＢＬ１号、コシヒカリ富山ＢＬ２号、コシヒカリ
富山ＢＬ３号、コシヒカリ富山ＢＬ４号及びコシヒカリ富山ＢＬ６号である。